

？  
これは  
不可解

## 「すさみ町を語る会」から 緊急報告！ それは、不可解な「町有地の売却」

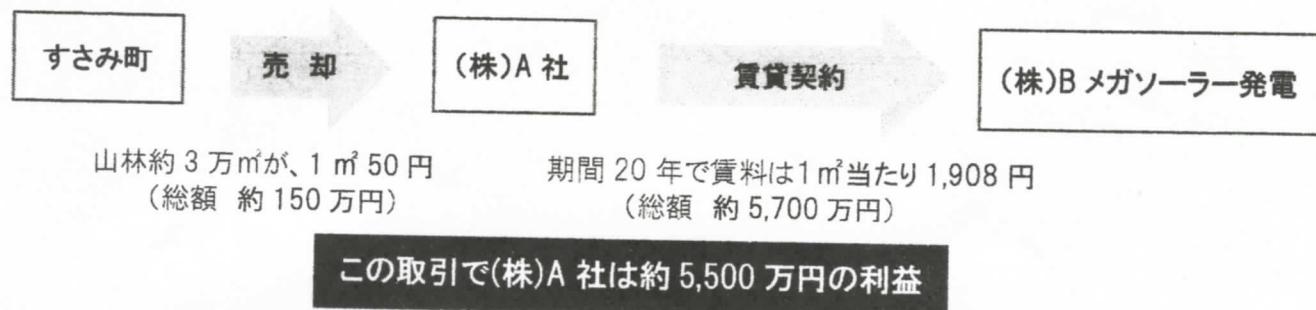
？  
これは  
不可解

平成 28 年 8 月に町所有の山林約 3 万 m<sup>2</sup>が、1 m<sup>2</sup> 50 円で(株)A 社に売却されました。この総額は約 150 万円です。登記簿謄本で確認した結果、山林を購入した(株)A 社は所有権移転登記の 4 日後に(株)B メガソーラー発電と賃貸借契約を締結し、仮登記の設定がされています。賃貸借契約の内容は、期間 20 年で賃料は 1 m<sup>2</sup>当たり 1,908 円であり、賃料は一括払いです。

なんと、それは町から購入した金額の 38 倍強になります。つまり、太陽光発電業者にしてみれば、それだけの価値があるわけです。それを町は(株)A 社に 1 m<sup>2</sup> 50 円で売却したのです。

当初、町の説明では、山林の売却先である(株)A 社は「町外の太陽光発電業者であり、その業者は購入後、太陽光発電以外には使用しない」との説明でした。ところが実際は、購入後に(株)B メガソーラー発電に賃貸をしたのです。しかも購入単価の 38 倍もの金額で。この取引で(株)A 社は約 5,500 万円の利益を得たことになります。なぜ、町はこの様な取引を認めたのでしょうか。理解できません。

上記の内容を以下に図で示します。



太陽光発電事業者に売却したのではなかったのです。これでは、単に(株)A 社を儲けさせるための取引と言わざるを得ません。町は、この事実を知らないのでしょうか。もしくは、初めから知っていたのでしょうか。いずれにしても、知らなかつたのなら調査不足であり、知っていたのなら(株)A 社に対する利益供与、又は町民に対する背任行為に当たりませんか。それに、賃借目的の会社に公共地を売却する事自体どうなのでしょうか。売却先として妥当なのでしょうか。売れればどこでも良いというものではないと思います。町民の皆様はどの様に思いますか。

この取引には、まだ不思議な点があります。それは、売買契約締結日の後に分筆されていることです。つまり、売買契約締結時には、登記上では土地の確定が出来ない状態であったわけです。普通、分筆して取引物件を明確にしてから契約するのが常識だと思います。なぜ、その様に急ぐ必要があったのか、不思議です。事は町有地の話です。確りと手順を踏んで行うべきだと思います。

町は、その後も(株)A 社に 36,000 m<sup>2</sup>を売却する方向で検討中とし、平成 29 年 2 月に売却したようです。同じことを繰り返しているのです。いずれにしても、なぜこの様な取引をする必要があったのか、不可解です。

町議会では問題にならないのでしょうか。だとしたら、実に大らか議会運営であり、チェック機能が機能していないと言わざるを得ません。情けない話ですが、これが現状なのです。

大切な町有財産の売却です。この様ないい加減な売却は許されるものではないと思います。個人の資産ではないのです。町民の皆さんの公共財産です。もっと慎重に且つ細心の注意を払って進めて頂きたいと強く望むものあります。

# 不可解な「町有林の売却」

## 「すさみ町を語る会」・経過報告

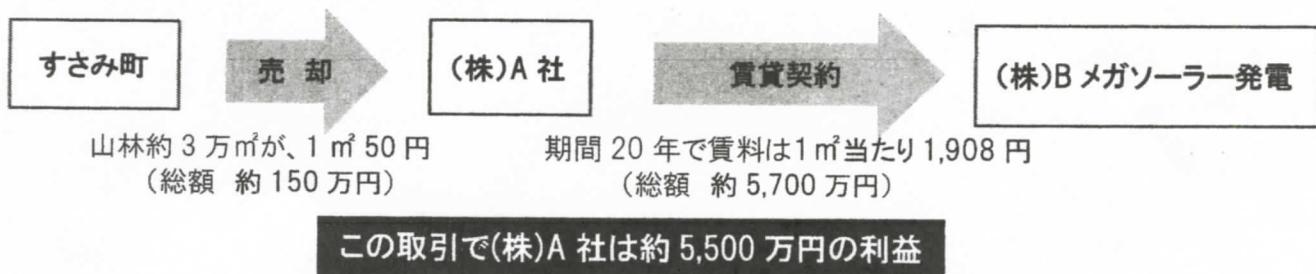
### ■紀伊民報が掲載「『町有林売却に疑問の声 すさみ町「手続きに問題なし」』

6月24日の紀伊民報に、私たちが疑問の声を上げた「町有林売却」について、町に対しての取材記事が載りました。この記事に書かれている通り、私たちは、売却については何か疑問があるとは言っていません。疑問に思ったのが、主に下記の点です。

1. 当初、売却先は、「町外のソーラー発電事業者」だと説明していたのに、実際の売却先はそうではなく、(株)A社であった事。
2. この取引に何故(株)A社が入っているのか、その理由が分らない。
3. (株)A社の利益が、町の売却価格と比較して大きすぎないか。

上記の通り、個々の取引ではなく、一連の取引が不可解だと言っているのです。

※前回のオリコミでも表記しましたが、再度その不可解な取引の流れを図で示します。



### ●紀伊民報の記事による町の説明では、私たちの疑問に答えていない

町長は、「発電事業が始まれば、20年間で総額2億円近い税収が見込まれる」と言っていますが、この取引にA社を経由しなくても、町に同じ税収があります。(株)A社を経由する事とは、全く関係がありません。

つまり、紀伊民報の記事による町の説明では、私たちの疑問に対して何も答えていない訳です。私たちの疑問点が理解出来ない訳ではないでどうから、もう少し真面目な回答をして頂きたいものです。町には疑問点についての説明責任があると考えます。皆さん、どの様に思われますか。

### ●開発現場の掲示板を良く見て欲しい

(株)A社が(株)Bメガソーラー発電に賃貸した賃料は、「開発整地後の価格であり、当然高くなる」との説明をもつともらしく言っている人がいるようですが、開発現場の掲示板を良く見て欲しいものです。

現場の掲示は「工事発注者」は「(株)Bメガソーラー発電」となっています。つまり、(株)Bメガソーラー発電が賃借した後、開発を自社で行っているのです。当然、工事費は発注者が支払うでしょうね。つまり、上記の説明は当たりませんね。

### ●町長からオリコミに関して面談を求められた

6月19日と6月26日に私たちのメンバーが、それぞれ町長の要望により、町長室で、部下の町職員の同席の下で、面談を求められました。面談の内容は、「何故、この様なオリコミを入れたのか」、「町民や町の職員が困っている」、「町民を混乱させる様な事は止めてほしい」と言った苦情であり、「オリコミに書かれた内容や疑問に思っている点についての説明は、一切ありませんでした。

又、当方からも一連の取引に(株)A社を経由した理由や意味を再度質問しましたが、何ら回答はありませんでした。せつかく、面談をしたのに、当方の質問に対しては何ら答えない。これは大変残念なことです。確りと説明すべきだと思うのですが、そうは思いませんか。

●調べれば調べる程、不可解さが増して行きます●

??

## 不可解な町有林の売却に伴う 不可解な情報開示

??

### 「すさみ町を語る会」より第3弾(Vol.3)報告

■県にある町が出した書類は偽造でしょうか？ その様な事は無いと思いますが…。

- (株) Bメガソーラーが行った林地開発許可申請の対象地の中に、すさみ町名義の土地が含まれている事が判明しました。対象地については、申請時に全ての所有者の開発についての同意が必要です。町名義のまま開発対象地に入っている事を不思議に感じましたので、町に対し、開発に同意する趣旨の文書及び同土地の賃貸契約書の情報開示の請求を行いました。その結果、町から不存在決定通知書と言う回答が送られてきました。これは、「その様な文書は存在しない」と言う事でしょうね。理由は「当該の土地は開発申請が行われていない」「賃貸借していない」でした。
- その様な訳はないのですが、やむを得ないので、県の林務課に行き、当該土地についての町が出した開発に同意する旨の書類の情報開示請求をするとともに、町から送られてきた不存在決定通知書を提示すると、担当の方は「そんな筈はないのだが」と首をひねっていました。県にある町が提出した書類は偽造でしょうか。まさか、そのような事は無いと思いますが…。

■虚偽公文書作成等罪(刑法156条)に当たりませんか？ それに、地方自治法96条違反にも。

- その後、予想通り、「前回の回答は間違いました。改めて書類の開示をするから再度情報開示請求をする様に」とのことでしたので、再度情報開示請求をしてきました。但し、「賃貸契約はしていないので、契約書は無い」とのことです。これはどの様な事なのでしょう。簡単に「間違いました」で済むのでしょうか。2週間もかけて発行された有印公文書です。しかも、地番まで指定して請求している訳です。なぜ間違うのでしょうか。難しい調査は必要ないです。我々としては「ああそうですか」と納得できる話ではないのです。これは虚偽公文書作成等罪(刑法156条)に当たりませんか。また、「土地は賃貸借していない」と言う事ですから、無償と言う事になります。つまり、無契約且つ無償と言う事です。地方自治法96条では、「町有財産の無償貸し付けは議会の議決が必要である」となっています。本件は、議会に付議されていません。この様な状態では地方自治法96条違反となります。
- 改めて書類を開示することでしたので、2週間後に受け取りに行きましたが、残念ながら我々が意図した書類ではありませんでした。県ではスムーズなのですが、どうも町とは意思疎通が上手く行きません。

■とんでもない、驚くべき話が出てきました。そして話はコロコロと変わって行きます。

- 今度はこの様な話が出てきました。それは、(株) Bメガソーラー発電から、当該土地について「開発許可が下りた後、買い取りか賃貸かを協議したい」旨の依頼書が提出されており、町は同意していると言う話です。このように話はコロコロと変わって行きます。奇想天外の展開です。7月12日に最初の情報開示請求をしてから1か月以上もかけて、「当該土地は開発申請をしていない」との回答から始まり、今回のこの様な話です。とても信じられません。

■情報開示請求の制度をどの様に考えているのでしょうか？

- そもそも今回の事業に必要な土地は今年の3月に開発許可申請をする時点で、当然確保していかなければなりません。許可が下りたら手当てる等と言う、その様なあやふやな事では認められないでしょう。普通、民間の事業者がその様な事をする訳がありません。何故、(株) Bメガソーラーがその様な事をする必要があるのでしょうか。
- また、本当にそうであるなら、最初の情報開示請求の時点でその旨を説明すべきであり、1か月以上経ってから突然にこの様なことを言い出すとは、情報開示請求制度をどの様に考えているのでしょうか。

■モラルが問われていませんか？

- いったいモラルはどの様になってしまったのでしょうか。まともな判断が出来ないのでしょうか。この件に関わった職員の方々は、我々が疑問に思い問い合わせている事を単なる「クレーマーが騒いでいる」と思わず、冷静になって、「自分たちが今、何をしているのか」をよく考えるべきです。
- 日本は法治国家です。すさみ町も日本国家に属します。みんなで渡っても恐ろしい事はあります。

■我々は、「情報開示請求をしたからこそ、問題点が浮き彫りにされて来た」と捉えています。町民の皆さんは、町の対応をどの様に思われますか。

すさみ町を語る会

■電話番号:090-7968-6201(和田 修)

■電話番号:090-8982-0093(山本 正)

Vol.3

## 「不可解な町有林の売却」に伴う町議会の傍聴

町議会を傍聴しましたが、私たちには議会での発言権が有りません。この様な形で意見を述べます。9月8日に町議会の一般質問が行われました。二人の議員が私たちの出しているオリコミチラシについての質問を行うとの事でしたので、傍聴して来ました。質問内容は、私たちが疑問に思っている事に対する突っ込んだものではなく、町長の答弁も「町民が意見を言うのはけしからん」の論調一色で、誠に残念でした。以下に二人の議員の質問内容と答弁所感を記します。

### 1. 一人目の議員の質問に対して

議員の質問は町有地の売却について、「価格の点で問題だったと言っているが」との内容でしたが、もっと良くオリコミチラシを読み、理解した上で論点を逸らさず質問して欲しいものです。私たちが問題にしているのは、「何故 A 社経由でならなければならなかったのか」であり、又その後の情報開示請求に対する役場の不誠実な対応についてです。

～これに対する町長の答弁には色々と問題発言がありました～

- 一般町民の実名を挙げて非難しました。注意されても取り消さず、謝罪も行わないひどいものでした。但し、此のくだりは「議会だより」や「テレビ放映」ではカットされるでしょう。議事録も同様だと思います。
- 「すさみ町を語る会のメンバーが分らない」と何度も発言していましたが、私たちは代表者の氏名と連絡先の電話番号を記載しています。これで十分です。

「メンバーの大半が他所から来た人だ」とも発言していますが、メンバーが分らないと言った尻からこの様な発言です。矛盾しているとは思わないのでしょうか。又、私たちのメンバーと個別に面談した際には、「U ターン、U ターンの人たちにはあまり来て欲しくない」とも発言しています。何処の町でも過疎対策として移住者の誘致に工夫をこらしている現状の中で、この様な発言をするとは信じられない事であり、問題にすべき発言です。

～一人目の議員の発言に関して～

議員から「すさみ町を語る会は、すさみ町を良くしたいのか、悪くしたいのかが分らない」との発言がありました。が、良くしたいに決まっているではありませんか。私たちはその為、行政が行っている事に疑問を呈しているのです。本来、議会が行うべき行政に対するチェック機能が全く働いていませんから、私たちは声を上げたのです。

### 2. 二人目の議員の質問に対して

●質問項目は「すさみ町を語る会の町への誹謗・中傷について」とあります。誹謗中傷とは「根拠もなく人の悪口を言いふらす事」です。「すさみ町を語る会」のオリコミチラシ記載内容は全て根拠を確認した事実です。悪口を言っているのではなく、疑問を呈しているのです。ですから、誹謗中傷には当たりません。言葉を正確に使って欲しいものです。

●同議員は土地の購入者が A 社であった事の理由を2点挙げて説明していましたが、どちらも納得の行くものではありませんでした。それらは、

①設備 ID の話をしていましたが、設備 ID は事業計画認定時に自動的に割り振られる ID で、車のナンバーの様なもので、これを持っているから土地の取得者でなければならない事にはなりません。現に、土地取得後、直ちに B 社に賃貸してしまっています。

② B 社は、20年の発電期間終了後に必要のない土地になるから A 社が取得したとの事ですが、その様な理由で、50円で買えるものを1,908円で借りる(1億円以上余計に支払う)経営者はいません。

議員の発言は、質問と言うよりも「これは3年かけた自分の事業である」と言った上で、長々と土地を買い増しした理由や事業の経緯などを話しました。又、本来、町が説明すべき事を議員が説明していましたが、これには非常に違和感を感じました。町は何も感じなかつたのでしょうか。

～これに対する答弁に関して～

●「議員の皆さんに相談した」と言っていますが、本件については一度も議会で議案に上がった事がなく、全て町長の専決で行われています。

●「反対なら意見をどんどん言えば良い。言うなら名前を出せば良い」とも言っていますが、意見を述べれば疑問に答えずに議会で個人名を出してまで非難します。心にもないことを軽々しく発言すべきではありません。

●町長は、問題点や意見に対して説明する姿勢がなく、又、全く聞く耳を持たず、直ぐに「裁判だ、訴訟だ」と開き直ります。これらは行政の長がとるべき態度ではありません。もっと真摯に誠実に対応すべきです。

●これだけの大開発にも関わらず、所在する口和深の区民の皆さんに対しての説明会開催も行わず、既に平成28年10月に開発行為の同意書を提出しています。町民無視も甚だしいのです。

## 「すさみ町を語る会」より報告 本年最後の第5弾

次回Vol.6にもご期待下さい

### ■町長、議員は議会発言に責任を持つ■

- 12月の議会の一般質問の冒頭で、9月議会での町長発言に関して町長自ら訂正がありました。その内容は「契約金額は、金額が1m<sup>2</sup>96円は誤りで、9.6円でした」とするものです。
- 実は9月議会で、町有の3,077m<sup>2</sup>が口和深の太陽光発電用地として使用されている事について、大竹議員から「残地森林に使用している町有林を無償で貸していないか」との質問がありました。これに対する町長の回答は、「事業者の方から、林発の許可を頂いたとの事であったので、最近賃貸契約をした。賃料は、他の業者と同額とした。金額は1m<sup>2</sup>96円とした」でした。但し、最初に98円と述べ、それを総務課長に指摘され、96円と訂正したのです。
- 上記の通り、12月議会での町長の訂正発言は、「契約金額は、金額が1m<sup>2</sup>96円は誤りで実は9.6円でした」だったのです。これは一体どの様な事なのでしょうか。総務課長に指摘・訂正までされて説明した金額が1桁間違っていたのです。
- 間違える様な数字ではないでしょう。とても信じられません。しかも、この間違いに関しては、9月議会終了後に我々「すさみ町を語る会」が契約書を確認した上で、役場に指摘しているのです。
- 町長発言としての間違い訂正は、単に金額だけの訂正でした。この間違いをどの様に対処するのでしょうか。その解決方法に関する説明は一切ありませんでした。他の業者と同じ金額で契約したつもりであった訳ですから、当然、契約を正しい金額でやり直さなければなりませんね。
- これを質問した大竹議員も、「できるだけはたの人と、あまり差の無い様な貸し方をしてほしい」と賛同しました。しかし、「実は10分の1(9.6円だから96円の1/10)でした」と言う訂正でも賛同できるのでしょうか。とても賛同できない筈です。他の業者と同じ金額と回答した町長に賛同しておきながら、「実際は10分の1でした」では、話にならないですからね。何故、大竹議員はそれを追究しなかったのでしょうか。
- 町長は9月議会で、「発言には責任を持つ」と言っていますが、「発言に責任を持つ」と言う事は、単に言った事を言い直すだけでなく、言った通りに実行する事ではないでしょうか。その時々で、聞き心地のいい発言をしておいて、後で「間違いました」だけでは済まないのです。しかも本件は、契約金額と言う契約に於ける最も重要な部分です。責任ある対処をすべきであり、そのままの放置では済みません。如何なる対処をするのか、明確にして頂きたいのです。
- 議会での発言に於いては、その他にも色々と整合性が取れない発言が沢山あります。例えば、上田議員が、「何故事業地の所有者が不動産業者でなければならないのか」、それをこまごまと詳しく説明していましたが、その反面、自分の所有する山林は発電業者と賃貸契約をしています。また、今回、町が契約した事業者も発電業者です。不動産業者でなければいけないと言っておきながら、発電業者と契約しているのです。矛盾していますね。同じ議会の中で、この様な矛盾した発言をしているのです。この様な事が責任ある発言と言えるでしょうか。言う事とやっている事が違っているのです。
- 「すさみ町を語る会」のチラシの内容は、すべて事実を確認した上で記載しています。少しは見習って欲しいものです。また、議員の皆さんももう少し、調査・分析を含めた勉強をして欲しいものです。契約金額の訂正が行われたにも関わらず、それをどの様に対処するのかとは思わなかつたのでしょうか。誰も質問をしなかったのは何故でしょうか。誠に残念です。この様な有り様ですから、我々「すさみ町を語る会」は大らかな議会だと感じる訳です。
- 最後に結論を述べます。結局、「すさみ町を語る会」が当初から疑問に感じている事、即ち、「町有林の売却に不動産業者が何故入っているのか」は、未だに分らないままです。不可解さがますます深まりました。

### 上富田町はさすがだ

過日の新聞に、上富田町に「木質バイオマス発電所」の建設の記事が紹介された。

それによると、建設業者と町が公害防止協定を結び、住民も参加した「協議会」を設けて対策を検討する模様である。更に対策の実施状況をチェックする「モニタリングの体制」も整備すると言う念の入れ様である。

さすが人口が増えている町のすることは違う。住民を尊重し、大事にしているのだ。

### 有田川町も立派だ

有田川町では今、風力発電設備の設置を巡り、住民から色々な意見が出され議論されている。

この町は「エコな町」を目指して行政を進めているが、その実現に向けて、役場の「環境衛生課」の主催で「まちの懇談会」等を設営し、広く住民の意見を聴取している。

これらの取り組みが評価され、「新エネ大賞」資源エネルギー長官賞を受賞するなど、各界で評価されている。立派なものである。

### 和歌山県もいいぞ

和歌山県は今、太陽光発電の認定制度の条例を制定しようとしている。

これは、単に法律の規制がクリア一しているだけでなく、地元住民への十分な説明を行い、安全性や環境、景観面での不安を無くすのが目的である。この条例が施行されれば「住民説明会の実施は義務化」され、行わなければならなくなる。他の都道府県に先駆けての試みであり、高く評価すべきだと思う。

### 我がすさみ町はどうか

以上の様な他の地公体に比べ、我がすさみ町はどうか。

我々「すさみ町を語る会」が疑問を呈している、太陽光発電事業用地に関しても、町有林を、不透明な取引で売却し、何故この様な取引をしたのか、未だに明らかになっていない。

議会に於いても全く説明できなかった。逆に不信感が増しただけである。

又、林地の開発に関しても、住民に対する事前説明が全く行われていない事を知りながら、同意書を発行する等、住民無視も甚だしい。

今回の町有林の売却は結局、特定業者に利益を落とす為になされたのであろうか。何の為にその様なことをしたのか、目的は何か、全く分からぬのである。

すさみ町の議会もどうなっているのか、昨年9月議会での本件に関する一部議員による質疑は、虚偽も多くいい加減なものであり、又肝心な所を間違えた答弁等、見苦しい内容であった。

議員の皆さんも、もっと自分で調査し、自分の頭で考えてほしい。何でも賛成、見て見ぬ振りでは情けなくないですか。議会の存在意義が問われていますよ。恥ずかしくないですか。

意見があれば言えと言いながら、疑問の声を上げれば、議会で個人名を出して攻撃、排除する。

情報開示を請求すれば、無くてはならないものを無いと言って、出し済る。

町民を大事にすると言いながら、何をするにも住民の意見を聞こうとする姿勢が無い。

つまり、言っている事としていることが全く違うのだ。

すさみ町は今この様な状態です。これでは将来のすさみ町はどうなるのか、大変心配である。

# 「住民監査請求」と「6月町議会」

2018年7月下旬発行

■住民監査請求■ 「すさみ町を語る会」は住民監査請求を行った。その根拠は以下の通りである。すさみ町が旭メガソーラーすさみ発電（株）に貸している山林の賃料は1m<sup>2</sup> 9.6円（年間）。これ

に対し、ASKが所有する山林（町が1m<sup>2</sup> 50円で売却した山林）の旭メガソーラーすさみ発電㈱への賃料は1m<sup>2</sup> 95.4円（年間）である。前者と後者を比較すると、前者は著しく安い。従ってその行為は町に損害を与えていた。

監査結果は6月8日付で郵送され、町に損害は与えていない「棄却」とのことである。理由は㈱ASKが貸している山林は「事業用地」（パネルを貼る場所）で、町が貸している山林は「残置森林」であり、㈱ASKが所有する山林も残置森林については9.6円の賃料である。用途が違うから比較対象とするのは適当ではないと言ふことである。

しかし、我々の調査では、㈱ASKが所有する残置森林の多くは事業用地と同じ賃料95.4円で貸している。監査結果に書かれている理由と事実は大分違う訳である。監査委員はこの事実を知っているのだろうか。知っているのなら棄却理由はおかしい。知らないのであれば、ずいぶんお粗末な調査であり、安易な結論を出したと言わざるを得ない。

そもそも林地開発の申請には環境保護の為、一定割合の林地を残す必要があることが県の条例で定められており、その林地部分がなければ開発の許可が下りない。従ってそれらを総合して「事業用地」である。例えば家を建てる場合の建蔽率と同じで、家の敷地部分のみが坪10万円で、庭の部分は坪1万円とはならないのと同じである。

■監査手順の不備■ 監査委員は我々請求人に対し、地方自治法で義務付けられている「陳述の機会」も与えず、役場へのヒヤリングだけで結論を出している。明らかに地方自治法違反である。

監査委員たる者は法令遵守でなければならない。監査の手順はそんなに複雑ではない。この点を事務局にただしたら「手順を間違えて申し訳ない」と謝罪し、この監査結果が「正式な手続きを踏んでいないと主張するのなら、この結論は無かったものと看做して結構だ」とのことである。ずいぶん乱暴な話だ。半ば開き直りのような対応に感じた。

いずれにしても、気に入らないのなら訴訟しろと言うことである。監査委員の立場は中立、公平でなければならないはずであるが、実際は公平性を欠き、法令も守らず、初めからまともに監査する気が在ったのかと疑ってくる。また、我々の再三の要請にもかかわらず、監査委員は出席しなかつた。結論を出した者として、自分で説明し、謝罪すべきは謝罪するのが当然である。全く誠意の無い対応である。これでは監査委員失格ではないか。

■6月町議会で■ 6月町議会の12日の一般質問で、上田議員によりこの監査請求について、質問が行われた。当日傍聴したが、内容は全くひどいものであった。そもそも監査委員でもある上田議員が議会でこのような質問をすること自体、如何なものかと思う。よく認めたものだ。

その発言内容は、監査の棄却理由と同じ「事業用地」と「残置森林」を同列に比較出来ないという主張であった。気に入らなければ訴訟しろと煽り立ててもいた。自分はメガソーラーを計画する側にいたと公言しているのだから、残置森林も事業用地も同金額で契約している事を当然知っているにも拘らずよくそんなことが言えたものである。その後の発言は、監査請求に対するものというより、「すさみ町を語る会」の非難をするのが目的であったようである。「語る会は嘘、出鱈目を言い、町民をそそのかしている」と言っていたが、この言葉は、そのまま上田議員にお返ししたい。

我々が書いてきたことは、全て証拠のある事実である。一般市民が発言できない議会の場でこのようなことを一方的に言うのは卑怯なことである。どの様な人格をしているのか理解できない。

当日は発言がエスカレートし、町長に関し、ここにはとても書けない様な、とんでもないことを言い出した。我々も何を言い出したかと唖然とした。直ちに議長により制止され、後に取り消した。

今の町議会は全く異常な状態であると言わざるを得ない。他の町会議員の皆さんには、見て見ぬふりをするのはもういい加減にしたらどうか。情けないではないか。

我々が見かねて法令で認められている権利行使すれば、公正中立な監査は行われず、議会では一方的に攻撃され、とんでもなく悪いことをしているように扱われる。先に行った情報開示についてもそうであったが、法令を簡単に破る。役場、議会、監査委員会といったこの町の行政体制は一体どうなってしまったのか。機能不全になりつつある。これからこの町はどうなってゆくのか、不安は募るばかりである。